



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

177	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	1
178	〃	(〃).....	2
179	〃	(〃).....	2
180	〃	(〃).....	3
181	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
182	〃	(〃).....	4
183	〃	(〃).....	4
184	道路の供用開始	(〃).....	4
185	道路の区域変更	(〃).....	4
186	道路の区域決定	(〃).....	5

○ 監査公表

監査公表第2号	5
監査公表第3号	6

告 示

和歌山県告示第177号

令和5年和歌山県告示第1418号(以下「告示第1418号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

- 波田春吉
- 田津原イク
- 野手壯宣
- 久保記男
- 鈴木計美
- 辻本和文
- 古田啓造
- 信濃兵造
- 山田和夫
- 横山久伸
- 駒場敏男
- 塩崎裕一
- 河嶋歌代子
- 松下モトエ

林真弘
原見敬二
上田新之助
樫合高弘
林秀代
佐々木勲
渋田吉男
宮崎保
井原睦雄
松島巖
井原武男
久保昇司
丸山秀秋
渋田修
渋田芳彦
曾野彰
加藤稔
渋田芳照
加藤富士夫
竹内トモエ

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1418号のとおり

和歌山県告示第178号

令和6年和歌山県告示第17号（以下「告示第17号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
馬部信
馬部聖
馬部基
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第17号のとおり

和歌山県告示第179号

令和6年和歌山県告示第61号（以下「告示第61号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

- 山本好雄
- 山本一夫
- 友渕佳孝
- 玉置常楠
- 玉置相之助
- 井本良助
- 岡本清一郎
- 岡本繁太郎
- 熊代久藏
- 橋爪儀助
- 玉置兼太郎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第61号のとおり

和歌山県告示第180号

令和6年和歌山県告示第72号（以下「告示第72号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

- 栗本喜美雄
- 堀川かめよ
- 栗本徳男

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第72号のとおり

和歌山県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字湯浅字北町22番1地先から同町大字湯浅字道町786番2地先まで	旧	3.05 } 32.89	579.41	

和歌山県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字湯浅字元本町 1251番地先から同町大字湯浅字 宮ノ西1794番32地先まで	旧	3.41 } 13.24	956.15	

和歌山県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字湯浅字島ノ内 1252番3地先から同町大字湯浅 字宮ノ西1794番31地先	新	4.39 } 32.70	1,625.62	

和歌山県告示第184号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字湯浅字島ノ内1252番3地先から同町大字湯浅字宮ノ西1794番31地先

供用開始の期日 令和6年2月27日

和歌山県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市神前字笠松115番2地先から同市和田字吉上360番1地先まで	旧	5.67 } 20.20	1,863.38	

和歌山県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田川湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字水尻字下西699番5地先から同郡湯浅町大字湯浅字北町22番1地先まで	新	6.03 } 84.75	6,459.55	県道有田川湯浅線との重用延長2,688.40メートルを含む。 新田坂トンネル L=344.00 北橋 L=29.40 無名橋 L=3.80 無名橋 L=3.25 1号トンネル（仮称） L=525.00 逆川橋（仮称） L=8.80

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

令和5年11月1日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

- 1 那賀振興局健康福祉部
 監査実施年月日 令和5年10月3日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>昨年度に引き続き、郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、4月1日及び四半期ごとに複数職員による現物確認及び検印を行い、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和5年10月3日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 名手川の河川敷地が不法に占用されている土地については、現状は既に河川敷地としての効用を喪失しており、不法占用者が払下げを希望しているため、河川課と協議しながら、処分に向けて価格交渉を行っているところである。</p> <p>(2) 収入調定票の決裁漏れについては、決裁時に押印の有無を複数人で確認し、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和5年10月3日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 不動産取得税の収入調定において、出納機関への通知がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車税（種別割）の督促において、別人の住所を登録し、督促状を送付している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、出納機関への通知の有無について、複数の職員による確認を徹底するとともに、出納機関においても収入調定票管理簿を作成し、案件の通知漏れがないことを確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、住所変更等に伴って個人情報を登録する際は、かな氏名、漢字氏名、生年月日、異動履歴等の確認及び照合を徹底するとともに、他の職員による再確認を併せて行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和5年10月3日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>過支給となった旅費について、直ちに返還処理を行った。今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第3号

令和5年11月1日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 個人事業主への委託料の支出において、支出命令の審査に遺漏があり、源泉徴収を行わず支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 関係法令等を確認の上、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、前年度からの繰越分の現物確認を4月1日に複数の職員で確実にやり、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 個人事業主への委託料の支出において、源泉徴収漏れがあり、不納付加算税及び延滞税を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 道路メンテナンス工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 交通事故発生後、各課で交通安全に係る研修を行い、交通安全について周知徹底するとともに、朝礼時に「安全運転7則」の確認を行い、交通事故防止に努めている。 (2) 決裁権者は決裁書類への押印を確実にを行うとともに、担当職員は決裁権者の押印がなされていることを必ず確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 個人事業主への委託料の支払に係る所得税の控除について、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正に源泉徴収手続を行うとともに、所得税の控除漏れが発生することのないよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 建設工事請負変更契約の手続において、記載事項の内容に誤りや記入漏れがないかどうかを複数人で確認するよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) グローバルGAP認証取得に係る審査委託契約について、請書に定める報告書が提出されていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 過支給となった旅費については、返納手続を行った。今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。 (2) 支出負担行為の合議について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。 (3) 請書に基づく必要書類の提出について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>